

江東区避難行動支援プラン (全体計画)

平成 26 年 3 月
(令和 8 年 4 月修正)



江東区

目 次

第1章 総 則	1
1 避難行動支援プランの目的	1
2 位置づけ	1
3 避難行動支援プランの概要	2
第2章 要支援者の把握	3
1 対象者の範囲と特性	3
2 避難行動要支援者名簿の作成と共有	4
第3章 避難支援体制	10
1 区の支援体制	10
2 情報伝達	12
3 避難行動要支援者救援活動モデルの概要（江東区モデル）	15
4 安否確認・避難誘導	17
5 避難所における支援	19
6 日頃の備え	23
【関係様式】	24
○江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書	25
○江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書	26
○避難行動要支援者調査票（個別避難計画）	27
○江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書	29

※平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、災害時要援護者避難支援プランから避難行動支援プランに名称を改めています。

第1章 総 則

1 避難行動支援プランの目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、災害時に自力で避難することが困難な者、つまりは高齢者や障害者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が多数犠牲となった。

こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改定して同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定し、自治体に速やかな対応を求めている。

江東区避難行動支援プラン（以下「避難行動支援プラン」という。）は、要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにすることにより、本区における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の指針を踏まえて、要支援者の自助、共助を基本としつつ、情報伝達や避難支援等の体制整備を図り、地域の安心・安全体制を強化することを目的とするものである。

なお、避難行動支援プランは、平成25年3月に策定した「江東区災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を、同年6月の災害対策基本法の改正を受けて「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」として修正したものである。

2 位置づけ

避難行動支援プランは、江東区地域防災計画の下位計画であり、（震災編）第2部第10章「避難者対策」に規定する「避難体制の整備」及び「避難行動要支援者等避難対策計画」を具体化したものである。

また、避難行動支援プランは、対象者を要配慮者、特に要支援者に焦点をあてて記載している。（要配慮者・要支援者の定義はP. 3を参照）

<地域防災計画（震災編）>

第2部 災害予防・応急・復旧計画

第10章 避難者対策 【予防対策】第1節 避難体制の整備

- 1 避難体制の整備 (5) 避難行動要支援者の把握及び支援
- 3 避難行動要支援者及び保育園児等避難対策計画
(1) 避難行動要支援者等避難対策計画

第2章 要支援者の把握

1 対象者の範囲と特性

災害発生時に、高齢者や障害者でその身体等の状態特性のために特に配慮が必要な人を要配慮者(※1)と言い、それぞれの特徴と災害時のニーズを【要配慮者の特徴とニーズ】(P. 9参照)にまとめている。

また、本区では、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な要支援者を以下のとおり定義し、その名簿を作成する。

【要支援者（避難行動要支援者）（※2）】

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は75歳以上のみの世帯の世帯員である者
- ② 介護保険制度における要介護3から5に該当する者
ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。
- ③ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）1級及び2級、視覚、聴覚障害の1級及び2級に該当する者
- ④ 愛の手帳の1度及び2度に該当する者
- ⑤ 上記①～④に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者

なお、⑤に該当する者は、「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」(P. 26参照)により区へ登録の届出を行うものとする。

要配慮者には、適切な防災行動を取りにくい個々の特性があるため、避難支援等関係者(※3)は、その点を十分認識した上で適切な対応を取ることが重要である。

※1 要配慮者

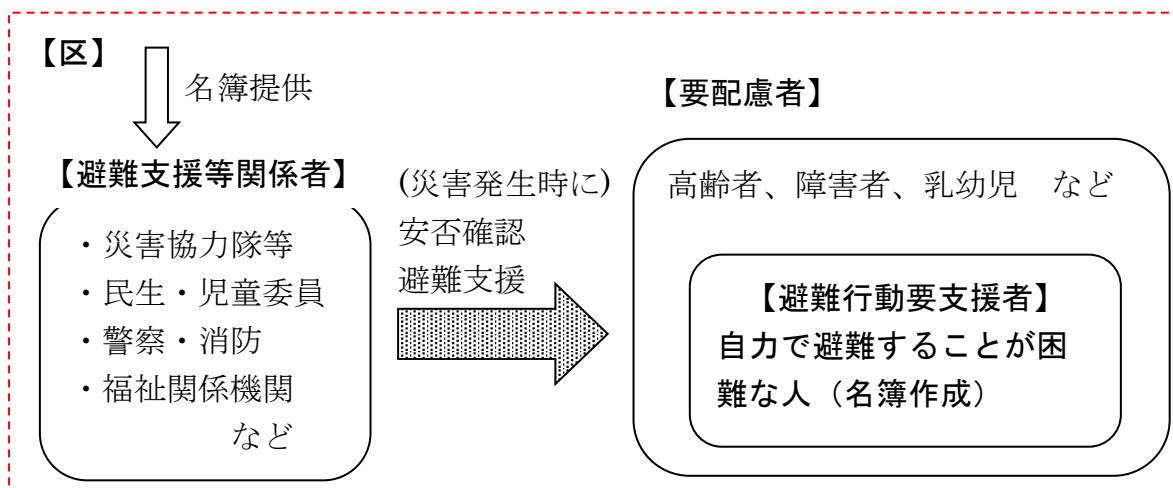
従来の「災害時要援護者」に該当する用語。高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な人

※2 要支援者（避難行動要支援者）

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要な人（名簿作成）

※3 避難支援等関係者

要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う者（警察、消防、社会福祉協議会、災害協力隊等、民生・児童委員、地域包括支援センター職員、その他の福祉関係機関、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置する学校避難所運営協力本部において編成する救援班（以下「避難所救援班」という。））。



2 避難行動要支援者名簿の作成と共有

<背景>

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難支援体制を構築するため、以下の規定が盛り込まれた。

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を、市（区）町村長に義務付けた。
- ② 名簿の作成に際し必要な個人情報の利用が可能になった。
- ③ 平常時と災害発生時のそれぞれについて名簿情報を避難支援等関係者に提供するための制度を設けた。

(1) 名簿の種類と共有

区では、災害時に避難支援等関係者が要支援者に対し円滑かつ迅速に避難支援を行えるよう、平常時から以下の2種類の名簿を作成して地域の各団体に提供するとともに、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置する。

①（関係機関共有方式名簿）

区が作成する要支援者を掲載した名簿のこと。江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第2項の規定により、本人から同意を得ずに平常時から消防署、警察署及び社会福祉協議会に提供し、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置する。

②（同意方式名簿）

関係機関共有方式名簿に登録される者のうち、避難行動要支援者名簿の外部提供について同意を得た者を掲載した名簿のこと。平常時から災害協力隊等、民生・児童委員及び地域包括支援センターに提供する。

なお、同意の意思確認は、「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」（以下「同意書」という。P. 25参照）により行い、同意書の提出は、原則郵便による送返信で行う。

初回は関係機関共有方式名簿に登録されている者全員に対して同意書の郵送

を行い、2回目以降は以下の①・②に掲げる者に対して3年毎に実施する。

- ①前回の同意書発送後に新たに関係機関共有方式名簿に登録された者
- ②前回の同意書発送において同意を得られなかった者

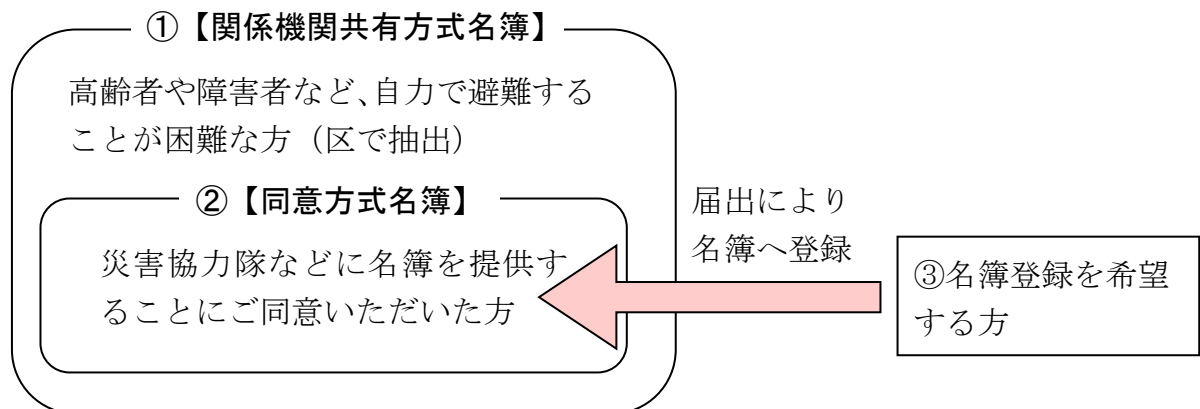
同意書発送年度以外は、「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」(P. 26参照)により同意方式名簿への登録を随時受け付けする。

③(名簿登録の受付)

区は、区報等による周知の上で災害時に支援を希望する者からの名簿登録の届け出の受付及び登録を行い、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿に登録する。

なお、希望による届出は、「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」(P. 26参照)により行う。

<避難行動要支援者名簿>



(2) 名簿掲載項目

名簿に記載する内容は、次の項目とする。

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所(居所※) ⑤電話番号※
- ⑥FAX 番号※ ⑦登録事由(要介護や障害等の登録される事由となる身体状態等の別をいう。) ⑧同意・届出の有無 ⑨その他区長が特に必要と認める事項

※居所・電話番号・FAX 番号は、本人から提出される届出書等により把握を行う。

(3) 区が保有する名簿の管理と更新

区は、災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。紙媒体の管理については、施錠できる書庫等で管理することとし、電子データの管理については、あらかじめ所属長が指名した職員のみが、データの閲覧、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行う。紙媒体は原則年1回の更新とし、

電子データは、原則年4回の住民基本台帳情報等の異動情報の更新と要支援者からの随時の各種届出に伴う登録・更新等を行う。

(4) 名簿提供先団体の保有する名簿の管理と更新

区は、災害協力隊などの名簿提供先団体に対し、原則として年1回名簿を提供し、古い名簿を回収する。また、名簿提供先団体が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう以下の個人情報の保護対策を行う。

【個人情報の保護対策】

区では、要支援者の個人情報を保護するため、名簿提供先団体に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

① 災害協力隊等、民生・児童委員、地域包括支援センター

○教示書による教示

以下の内容を規定した「江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書」(P. 29、30参照)による教示を行う。

- ・災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び本教示書の規定の遵守
- ・訪問等調査実施時における個人情報の管理
- ・名簿の保管方法
- ・災害時の使用
- ・名簿の返還 など

○誓約書の提出

災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び教示書の規定の遵守について記載した「江東区避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書」を名簿提供先団体に提出させる。

② 警察署、消防署、社会福祉協議会

個人情報の取扱いに関する特記条項を明記した協定を締結する。

③ 拠点避難所(区立小・中学校等)

学校長に「江東区避難行動要支援者名簿管理取扱者届」を提出させる。

(5) 個別避難計画の作成(調査の実施)

同意方式名簿に掲載された要支援者に対して、災害協力隊をはじめとする地域団体等が中心となって訪問等調査を実施し、個別避難計画(※)を作成する。作成にあたっては訪問や電話による聞き取り、又は郵送による作成、要支援者本人や家族等から提供される資料などをもとに作成する。

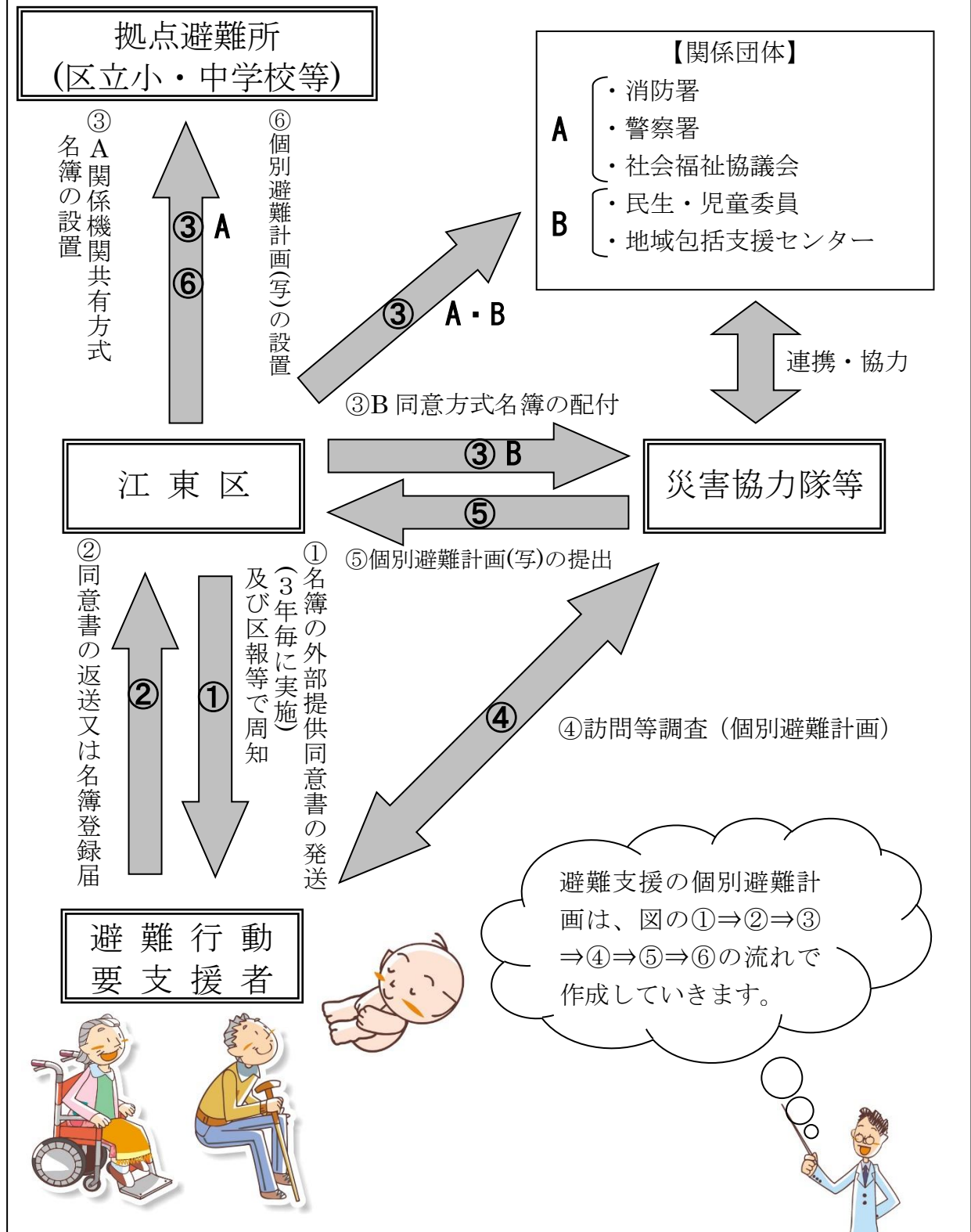
災害協力隊をはじめとする地域団体等は、作成した個別避難計画の写しを区へ提出し、区は拠点避難所（区立小・中学校等）に関係機関共有方式名簿とともに個別避難計画（写）を保管する。

なお、在宅で人工呼吸器を使用している患者は、保健相談所の保健師が中心となって訪問等調査を実施して、後日個別避難計画の写しを拠点避難所に保管する。

※ 個別避難計画

要支援者一人ひとりに対する災害時の避難支援等実施者や避難支援の方法などを示した避難支援計画のこと。避難行動要支援者調査票（個別避難計画）（P. 27～28参照）を作成・更新等することで個別避難計画として位置づける。

【避難行動要支援者名簿の活用フロー図（平常時）】



【要配慮者の特徴とニーズ】

区 分	特 徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし	・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
	要介護	・安否確認、生活状況の確認が必要である。 ・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要な場合がある。
	認知症	・安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	・音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	・補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	言語障害者	・手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	内部障害者	・継続治療ができるように配慮する必要がある。 ・治療のために集団移動措置をとる際は、へり、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
	透析患者	・被災地では透析医療の確保が困難な場合が多い。 ・被災地内の透析医療関係者の協力による、近隣の透析実施可能施設への搬送や透析医療復旧への取組について連携が必要となる。 ・個人レベルでは、東京都港区災害時透析医療ネットワークの透析患者災害対策マニュアルに基づく備えが必要となる。
	肢体不自由者	・歩行の補助や車椅子等の補助器具が必要となる。
	人工呼吸器使用者	・災害時に停電が発生し、在宅療養が困難となった場合は、電源が確保出来る避難所への避難が必要となる。 ・担架で本人を運ぶ人員は最低4名（移送時に人工呼吸補助器（アンビューバック®）を交代で押す人員2名と担架を運ぶ2名）の避難支援者の確保が必要となる。
難病患者	・医療依存度が高く、疾患に応じた医療の継続が必要である。 ・継続治療ができるように医療機関との連携が必要となる。	
知的障害者	・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ・施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することや、生活行動を支援することが必要となる。 ・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障害者	・多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・自らの薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児	・年齢が低いほど、養護が必要である。	・避難時に適切な誘導が必要である。 ・被災により、保護者等の養育が困難または不可能となった場合、児童福祉施設等での緊急対応が必要となる。
妊産婦	・自力で移動できる人は多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	・精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。 ・出産が必要になった場合は、緊急対応が必要になる。
外国人	・日本語で情報を受けたり伝達することが十分にできない人もおり、特に災害時の用語などが理解できない場合が多い。	・日本語で情報を受けることや伝達することが十分にできないため、多言語による情報提供が必要となる。 ・母国語による情報提供や相談が必要となる。

第3章 避難支援体制

1 区の支援体制

(1) 平常時の体制

要支援者関係所管課（※）が連携し、以下の取組をはじめ、避難行動支援プランを推進していく。

※江東区災害時要配慮者対策検討会設置要領に定める組織

① 啓発活動

ア 要配慮者への啓発

区は、要配慮者やその家族等が災害に対する備えに取り組めるよう、災害協力隊などや防災関係機関、福祉関係機関と連携し、様々な機会をとらえて防災に対する正しい知識の啓発に努める。

なお、外国人については、防災マップ及び防災アプリの外国語版の活用や、コミュニティFMの外国語放送などを検討し、多様な情報伝達手段による啓発に努める。

また、妊産婦や乳幼児については、定期健診や訪問指導において情報提供を行うなど、予防対策の啓発に努める。

イ 地域住民等への啓発

災害時の避難支援等関係者の確保・拡大のためには、地域住民のみならず、事業者、ボランティア等に対して防災対策や要支援者対応等の啓発が必要である。区は、研修会、講習会等を開催し、防災リーダー的な役割を担う人材の育成と拡大に努めていく。

② 防災訓練の実施

要支援者と避難支援等関係者、地域住民の防災意識を高め、災害時の迅速かつ適切な避難を行うためにも、防災訓練等を積極的に実施していく必要がある。区は、実際に要支援者を担架や車椅子等で避難させるといった実働型の訓練のほか、避難支援等関係者や地域住民等による情報伝達、避難誘導、安否確認、応急救護等の対応手順や役割をイメージできる訓練等を実施・支援していく。

【実働型訓練の例】

- ・ 要支援者が参加した消火訓練
- ・ 車椅子、担架等を使っての避難訓練
- ・ 視聴覚障害者、外国人などによる通報・情報伝達訓練 など

【その他訓練の例】

- ・ 要支援者マップづくり（災害時イメージトレーニング）
- ・ 福祉避難所設置・運営訓練
- ・ 情報伝達、避難誘導等のシミュレーション訓練

（２）災害時の体制

災害時は、区に「災害時要配慮者対策本部（※）」を設置し、災害対策本部の指揮の下、避難情報の伝達、安否確認、避難誘導、福祉避難所の開設と運営についての支援を行う。

（※）江東区事業継続計画（震災編）に定める福祉部及び障害福祉部所管の業務

（３）関係機関との連携

区は、警察署、消防署、消防団等の防災関係機関及び社会福祉協議会等福祉関係機関と連携し、避難支援体制の整備に対する取組みを進めていく。

2 情報伝達

(1) 避難に関する情報

区は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、避難指示等を発令する。避難指示等の発令の基準や考え方については、以下のとおりである。なお、このほかにも、災害に対する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達を行う。

また、災害協力隊をはじめとする地域団体等は、要支援者の情報取得を補完する役割を担い、区が発信する情報などを要支援者に伝達することに協力する。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 高齢者等は危険な場所から避難する ○ 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等を含む ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である ○ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 居住者等は危険な場所から全員避難する ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である
緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○ 居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する ○ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない ○ さらに本行動を促す情報が区から発令されるとは限らない

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、水害時等の避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の想定される水深より高い場所に避難することもある。

(2) 情報伝達の手段

区は、災害時における避難情報や災害関連情報等について、要配慮者本人のみならず、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知を図る必要がある。

また、通信手段の途絶、混乱に対処できるようにできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。特に、直接的かつ迅速な情報伝達手段として有効な防災行政無線の整備を中心に、日進月歩である通信機器等について研究を進めていく。

なお、現在、区からの情報伝達手段は以下のとおりである。

手段	音声	文字	屋内外	設置場所等
防災行政無線（同報無線）	○		屋外	区内公園、学校等
防災行政無線（移動系）	○	○	屋内外	区立小・中学校、警察・消防等防災関係機関
こうとう安全安心メール		○	屋内外	登録した携帯電話
江東区防災アプリ		○	屋内外	登録した携帯電話
江東区防災ポータル	○	○	屋内外	インターネット、携帯電話
区ホームページ		○	屋内外	インターネット、携帯電話
緊急速報メール		○	屋内外	N T T ドコモ、a u、ソフトバンク
江東区 X		○	屋内外	一般向け
江東区防災関連 X		○	屋内外	一般向け
江東区フェイスブック		○	屋内外	一般向け
ケーブルテレビ 11ch（契約者のみ） （東京ベイネットワーク株式会社）	○	○	屋内	区内災害情報の提供（協定による）
FM ラジオ放送 88.5MHz （レインボータウンエフエム放送株式会社）	○		屋内外	区内災害情報の提供（協定による）
Yahoo！防災速報 （ヤフー株式会社）		○	屋内外	区内災害情報の提供（協定による）
消防団、消防・警察機関等の広報	○		屋内外	消防車両等による巡回ほか
ラジオ	○		屋内外	一般向け
テレビ	○	○	屋内外	一般向け

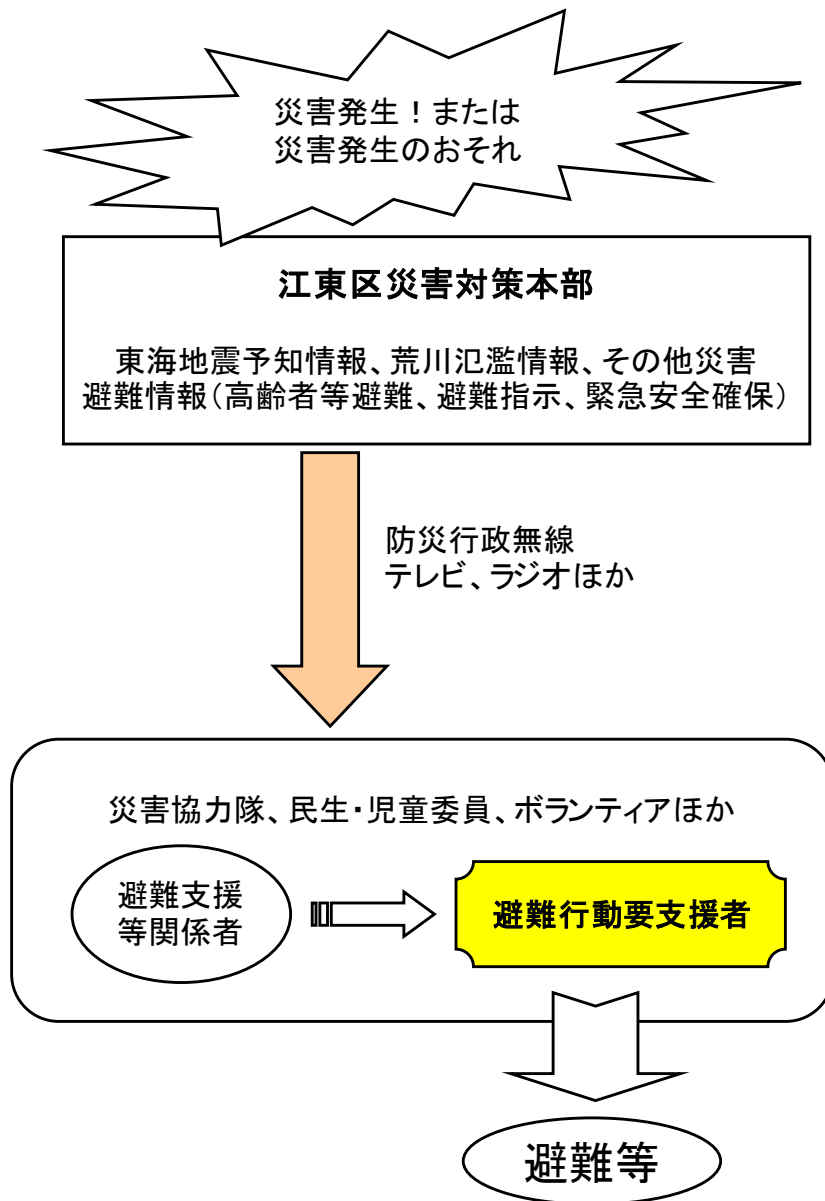
上記に加え、視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報伝達手段、外国人に対応する多言語等を考慮する必要がある。

このため、災害協力隊などや地域包括支援センター、関係団体のネットワークを活用した情報伝達の体制づくりが求められる。

また、緊急時には、次項に示す江東区モデルに基づき、避難支援等関係者が要

支援者宅を直接訪問して情報を伝達することも考慮する。

【情報伝達のイメージ】



3 避難行動要支援者救援活動モデル（江東区モデル）

（1）江東区モデルの概要

区は、災害時における応急救援体制を拠点避難所（区立小・中学校等）ごとに整備し、高齢化や都市化が進む地域にあっても、実効性の高い要支援者の避難支援活動につなげていく。これを「避難行動要支援者救援活動モデル（江東区モデル）」として位置づけ、推進していく。

災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、以下の活動につなげる。

- ・避難支援等関係者による要支援者の安否確認や避難支援
 - ・避難所への情報伝達
 - ・避難所救援班（災害協力隊等や救援ボランティア等）による応急救援活動
- また、災害協力隊の地区別防災カルテも活用して、避難支援体制の充実を図る。

なお、平常時から、各拠点避難所において、学校長や近隣の災害協力隊等、区職員等による学校避難所運営協力本部連絡会を定期的を開催し、災害時の役割分担や応急対応の基本事項を確認・整理しておく。

（2）江東区モデル実施にあたっての留意点

区は、避難支援等関係者に対して、可能な範囲で要支援者への日頃の声掛けや、いざという時の安否確認、避難の手助けを依頼するものであり、責任を負うものではないことを周知する。

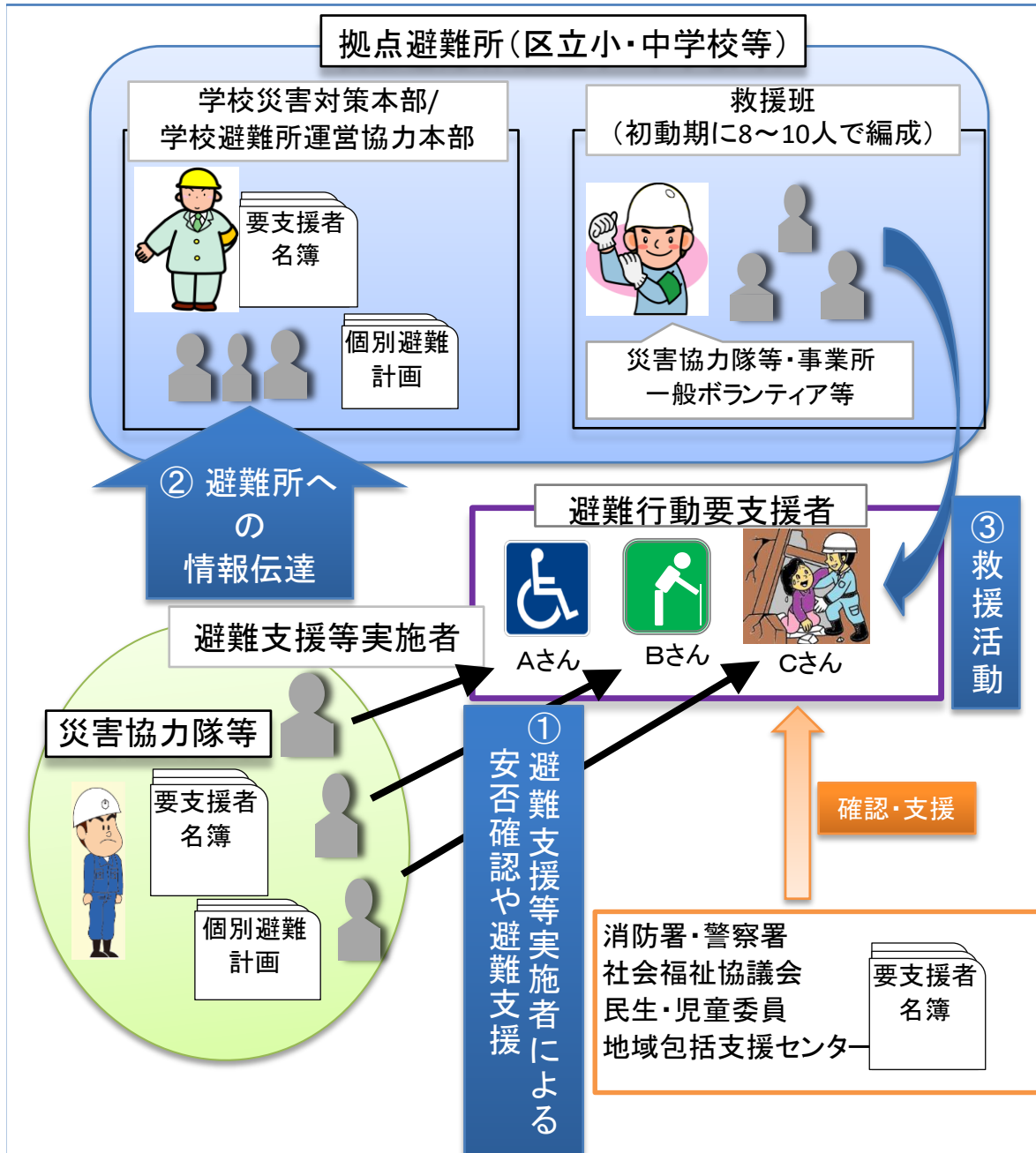
また、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

なお、要支援者に対しては、支援が避難支援等関係者のボランティア精神により行われることや、避難支援等関係者の不在や被災などにより支援が困難となる場合もあり、要支援者自身による備えを行う必要性について十分に周知する。

（3）発災時における名簿の活用

区は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる（災害対策基本法第49条の11 第3項）。

【避難行動要支援者救援活動モデル(江東区モデル)フロー図】



4 安否確認・避難誘導

(1) 安否確認の実施

要支援者の安否確認は、災害協力隊をはじめとする地域団体等を中心とする避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき実施する。

安否情報の集約にあたっては、防災関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難所救援班や避難支援等関係者からの情報を集約するなど、可能な限り直接の連絡により行う。

なお、区は災害時要配慮者対策本部を設置し、避難者の名簿や、避難所、避難支援等関係者、関係団体等からの報告に基づき安否情報の把握に努める。その際、区は安否情報の集約と要支援者に対する問い合わせ等に一元的に対応する。

(2) 避難誘導について

災害発生時や災害が発生するおそれがあるため避難情報等を発令した場合には、区と避難支援等関係者などが連携し、江東区モデルに基づき、要支援者に対して情報の伝達や避難場所、避難所等の安全な場所へ避難誘導等を行う。このため、災害協力隊などの協力や自主防災訓練等を通じて平常時から要支援者の状況に応じた情報提供方法や支援のあり方等を検討しておく。

(3) 避難誘導体制

避難支援等関係者は、安否確認を含め要支援者宅に直接訪問するなどして情報提供・収集を行い、状況に応じて、家族等と協力して避難支援を行う。このとき、寝たきりの高齢者等を直ちに避難行動に移す事態を想定し、複数名の避難支援等関係者で対応することが望ましい。避難誘導・救出救護にあたり人手・機材を要する場合は、避難所救援班の援助を要請する。避難支援等関係者は、要支援者と共に避難をし、必要に応じて避難所生活の支援に努める。

なお、避難が必要な地域において、避難行動要支援者名簿に登録されていない要配慮者や、本人の同意が得られないなどの理由で個別避難計画が未策定の要支援者についても、地区別防災カルテの作成等により近隣住民において情報収集を心掛け、「共助」の精神により安否確認や避難誘導に努める。

(4) 避難誘導の際に配慮すべき事項

要配慮者に対し、避難誘導を実施する際に配慮すべき事項は、概ね以下のとおりである。

区分	避難誘導の際に配慮すべき事項
要介護高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 自立歩行が困難な高齢者は、毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おんぶや抱きかかえるなど複数人で対応するほか、車椅子、担架等を活用し移動する。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 冷静な態度で状況を簡潔に説明し、落ち着かせる。 家族をはじめ、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。 激しい興奮状態が続くときは、家族等付き添いのもと他の人から少し離れたところに移動し、様子を見る。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 頭を覆うなど安全確保を指示し、家の中の状況等を伝え、一旦家の中の安全な場所へ誘導する。 避難支援者等の腕を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけながらあわてずに誘導する。
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> 手話、文字、身振り等で状況を知らせ、必要な情報を提供する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器や補装具、常備薬等を確保する。
透析患者	<ul style="list-style-type: none"> 透析実施医療機関への搬送等の手段を予め決められた方法により確保する。(東京都災害時透析医療ネットワークを活用する)
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 自力での移動が困難な人の場合は、頭を覆うなど安全確保を図り、一旦家の中の安全な場所へ誘導する。 自力歩行が困難な人には、おんぶや抱きかかえるなど複数人で対応するほか、車椅子、担架等を活用し移動する。
人工呼吸器 使用者	<ul style="list-style-type: none"> 電源の確保可能な避難所へ、呼吸補助動作が途切れないよう配慮しつつ搬送する。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器等を準備し、必要に応じ医療機関へ誘導、搬送する。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 愛の手帳や常備薬等を携行するよう指示し、名札等を身につける。 冷静な態度で状況を簡潔に説明し、落ち着かせる。 家族をはじめ、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。 激しい興奮状態が続くときは、家族等付き添いのもと、他の人から少し離れたところに移動し、必要に応じてかかりつけ医療機関等に相談する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳や常備薬等を携行するよう指示する。 冷静な態度で状況を簡潔に説明し、落ち着かせる。 家族をはじめ、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。 激しい興奮状態が続くときは、家族等付き添いのもと、他の人から少し離れたところに移動し、必要に応じてかかりつけ医療機関等に相談する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求める。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 転倒しないように、ゆっくりあわてずに誘導する。 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡を行うなど、協力を求める。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本語が理解できない外国人については、身振り等を含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要である旨を理解してもらう。 外国語ができる近隣住民への協力を求める。 区防災マップ(外国語版)を活用し、避難所等の情報提供を行う。 FM放送などに対し、外国語による情報提供への協力を求めることを検討する。

5 避難所における支援

(1) 避難所の開設と運営

区は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部長の命により速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。また、避難所を開設したことについて、あらゆる情報手段を活用して、区民に周知を図る。

① 避難所運営の留意点と環境整備

避難所を運営するにあたって、要配慮者に対して留意すべき点は、あらかじめ要配慮者用のスペースを区分し、トイレに近い場所、階段を使わなくても行動できる場所、及び出入りがしやすい場所等を確保する必要がある。また、可能であれば、畳のある部屋や冷暖房機器の備わっている部屋等の確保に努め、性別、年齢等についても考慮した配置が望ましい。

従って、避難所施設については、以下のような設備改善が必要である。

- ・ 段差の解消や手すり設置等のバリアフリー化
- ・ トイレの洋式化やだれでもトイレ等の設置促進
- ・ 給湯設備の設置
- ・ 車椅子が通行可能な通路の確保

② 食料と生活必需品

避難生活に必要な食料や生活物資については、すでに主な避難所となる区内全区立小・中学校等に配備済みである。一方、要配慮者には個々に生活必需品が異なるため、医療機関や関係団体との災害時協定の締結など、あらかじめ調達のルートを整備しておく必要がある。

食料等については、やわらかいものやアレルギー対策、病状に応じた食事などの要配慮者の個々の特性に応じた提供に努める。

③ 情報の提供

要配慮者のみならず、避難所生活者にとって、情報不足は不安を助長し混乱を招く要因となりうることから、避難所内へのテレビやラジオの配置、地域情報や区の情報を知らせる掲示板の設置等により、正しい情報を的確に提供する必要がある。

要配慮者に対しては、文字や音声、外国語や映像等様々な手段を用い、誰にでもわかりやすい表示に努める。

④ 支援体制

避難所は、施設管理者、区職員、地域住民により構成される避難所運営本部において、当該避難所のルール等を話し合い決定する。運営本部は、避難支援等関係者や関係団体と連携し、要配慮者の避難生活を支援するために必要な対策を講じる。

⑤ 相談窓口の設置

一般避難者の総合的な窓口のみならず、要配慮者への対応として多様な相談体制を確立することが必要である。女性や手話通訳者、看護師等による相談窓口を設置し、あわせて避難所内の巡回相談等の実施も行う。

⑥ 医療救護班による巡回と避難所医療救護所による支援

医師、保健師等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、避難所に併設する医療救護所による支援を行う。

また、ライフラインが停止している状況で自宅生活をおくる被災者や自家用車内で避難生活を送る人など、避難所以外の要配慮者についても、地域住民やボランティア等による声かけのほか、精神科医や臨床心理士等の協力を受けて巡回指導等の支援を行う。

⑦ ボランティアとの連携

避難所における要配慮者の生活支援等においては、ボランティアの活動が大きな力となる。区社会福祉協議会は、ボランティアの受付、受入を行い、効率よく活動するためのニーズ調査等により把握に努め、区及び当該避難所運営本部と連携して要配慮者の支援を行う。

また、区社会福祉協議会は、活動に必要な場所や資機材など、ボランティア活動を支援するための環境整備を行う。

(2) 避難所運営の際に留意すべき事項

要配慮者が避難所生活をするにあたって、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

区分	避難所運営の際に配慮すべき事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖や車椅子を用意。必要に応じて介護職員の派遣等を行う。 ・トイレに近く、温度調節のできる場所を確保する。 ・成人向けおむつ交換場所を確保する。 ・畳、カーペット、扇風機、ストーブ等を配備する。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらえるよう理解を求める。 ・やわらかい食事等の調達に努める。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報については、放送や拡声器等により大声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努める。 ・補装具や日常生活に必要な用具については、確保や修理に努める。 ・屋外の仮設トイレについては、壁伝いに移動ができる場所に設置するか、順路にロープ等を張る。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報については、紙や掲示板を活用するほか、音声伝達の際は手話通訳や文字での掲示を実施する。 ・紙や掲示板を活用する場合は、分かりやすく平易な言葉を使用し、漢字にはルビをふる。 ・補聴器等については、確保や修理に努める。 ・文字放送対応テレビを配備する。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
内部障害	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な医療機器や医薬品を常時使用する必要がある場合が多いため、医療機関との連携調整を図りながら、医療施設等への搬送等に努める。 ・病状に応じた食事の確保に努める。
透析患者	<ul style="list-style-type: none"> ・透析実施医療機関と連携し、必要に応じて搬送できる体制を確保する。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに近い場所を確保する。 ・補装具や日常生活に必要な用具については、確保や修理に努める。 ・必要に応じて介護職員の派遣等を行う。 ・成人向けおむつ交換場所を確保する。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
人工呼吸器 使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の電源に近い場所に、覆いを作る等、プライバシーを配慮した空間を確保する。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な医療機器や医薬品を常時使用する必要がある場合が多いため、医療機関との連携調整を図りながら、医療施設等への搬送等に努める。 ・病状に応じた食事の確保に努める。
知的障害者 精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲とのコミュニケーションが十分にとれない場合もあるため、間仕切りや個室を確保するよう配慮する。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室やおむつ換えスペース、泣き声対策など別室の確保に努める。 ・粉ミルクや離乳食を調達する。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・防音、防塵や感染症防止等、衛生面において配慮し、医療機関との連絡体制を確保する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人については、避難者の中で外国語のできる人の協力を求め、必要に応じて通訳を派遣する。 ・部屋等には外国語表示を行うよう努め、特有の生活習慣にも配慮する。

(3) 福祉避難所の設置

一般の避難所は、階段や段差が多いなど、必ずしも要配慮者に適した構造になっていない。特に、常時介護を必要とする人にとっては、一般避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、区は災害時要配慮者対策班を編成し、一般の避難所生活が困難な人の二次的な受入施設として主に介護保険施設や特別支援学校等を福祉避難所として開設し、搬送、入所等を行う。

① 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、各々の身体等の状況により避難所生活において特別な配慮が必要な人であって、原則的に医療機関への入院を必要とするに至らない程度の在宅の人とする。なお、対象者を介助する家族等も共に避難することができる。

② 福祉避難所となる施設

区の福祉避難所は、江東区地域防災計画（資料編）の資料 I-10「災害時における福祉避難所一覧表」のとおりである。

この他、福祉避難所の対象者となりうる人の実態、既指定施設の実状等を把握し、実効性のある福祉避難所体制の構築を進める。

③ 福祉避難所の運営

区は災害時において福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受け入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への対応に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

6 日頃の備え

「自分の命は自分で守る」という自助の観点から、要配慮者自身やその家族が日頃から災害に備えることが大切である。特に、災害時に移動や意思伝達の困難な要支援者にとっては、災害が発生しても避難をすることなく自宅に住み続けられるような事前の備えが最も重要である。要配慮者自身が日頃から取り組むべき防災対策を以下に例示する。

(1) 住宅の安全対策

地震に対しては、建物の耐震性を確保することが最も重要であり、自身の住宅について耐震診断を受け、耐震改修や耐震補強を行う。門柱やブロック塀等においても地震への備えが必要である。室内の対策としては、家具等の安全な配置や転倒・落下防止策、窓ガラスの飛散防止対策等を講じる。

また、地震発生後の出火防止対策として、消火器や火災警報器の設置、コンロ・ストーブの周囲に可燃物を置かないなどの措置を講じる。

(2) 災害時支援メモの準備

災害時に自分がどのような支援を要しているかを周囲に的確に伝えるためにも、親族等の緊急連絡先、病名と医薬品、かかりつけの医療機関、必要な医療器具等を書き込んだ災害時支援メモ・手帳等を準備しておく。

(3) 避難ルートの確認

避難所や避難場所等を把握し、自宅からの避難ルートを家族や避難支援等関係者と一緒に確認しておく。実際に避難所等まで行って見て、危険箇所等を点検しておくことが望ましい。

(4) 備蓄品と非常持出品の用意

災害に備えて一般的な防災グッズのほかに、最低3日分(推奨1週間分)の飲料水や食料品などのほか、薬など自分の障害や病気に関連するものも必ず用意しておく。また、リュックサック等の非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せるようにしておく。

(5) 地域との交流

日頃から近隣の身近な人たちとの交流を大事にし、町会・自治会等への加入の検討や地域活動への参加を通じて、地域の人に自分のことを知ってもらうことも防災対策として大切である。また、地域で行われる防災訓練に積極的に参加し、災害時には、自らの知識や経験に基づいて、同じ立場の被災者等に対して、できることがあれば積極的に協力する。

【関係様式】

第1号様式（第3条関係）

江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法に基づき江東区が作成する避難行動要支援者名簿を、消防署、警察署、社会福祉協議会、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター【地域包括支援センター】、（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供し、拠点避難所に設置することに同意いたします。

また、私は、避難支援等関係者や福祉専門職が個別避難計画作成のための調査や防災啓発のため、電話や訪問などをすることを了承いたします。

【登録者】

年 月 日

氏 名			
住 所			
生年月日		性 別	

【ご本人署名欄】 上記のことに同意される方は、以下に署名をお願いします。

ふりがな			
氏 名			
同居者	有 ・ 無	電話番号	()
		FAX 番号	()

【代理申請者】 ※代理申請される場合にご記入ください。

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	()

※同意の意思は、原則として取下げの届出をしない限り自動継続します。ただし、訪問等調査により連絡が取れない場合などはこの限りではありません。

第2号様式（第3条関係）

江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法に基づき江東区が作成する避難行動要支援者名簿への登録を届け出ます。また、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ます。

なお、私は以下の事項について同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、消防署、警察署、社会福祉協議会、災害協力隊等、民生・児童委員及び長寿サポートセンター（地域包括支援センター）（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供し、拠点避難所に設置すること。
- ② 避難支援等関係者や福祉専門職が個別避難計画作成のための調査や防災啓発のため、電話や訪問などをする場合があること。

【登録者】

年 月 日

ふりがな				男・女
氏名				
住所	江東区			
生年月日	年 月 日生	電話番号	()	
同居者	有・無	FAX番号	()	
該当箇所を丸で囲ってください。 1 お一人暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯の方 2 要介護認定を受けている方 3 身体障害者手帳をお持ちの方 4 愛の手帳をお持ちの方 5 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 6 人工呼吸器を使用している方 ※1 7 難病を患っている方		8 乳幼児 ※2 9 妊産婦 ※2 支援が必要な期間 (年 月 日まで) 10 外国人 (意思疎通が不自由な方) 11 その他 () ※1 人工呼吸器を生命維持のためにほぼ常時使用している方 ※2 乳幼児は満6歳に達した日の翌日、妊産婦は期間のお届けがない場合、登録の日から1年後に登録を廃止します。		

【代理申請者】 ※代理申請の場合

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	()

第4号様式（第5条関係）

隊コード		名簿No.		整理番号	
				拠点避難所	

江東区避難行動要支援者調査票（個別避難計画）

裏面の[趣旨]をお読みください。

作成日 年 月 日

ふりがな		生年月日			
氏名		性別	男・女	同居者	有・無
住所					
電話番号		FAX番号			
居住地域					

調査の同意及び避難行動要支援者の状況	<input type="checkbox"/> 施設に入所 <input type="checkbox"/> 調査を辞退します。 <input type="checkbox"/> 趣旨（裏面）を踏まえ、調査を了承します。 （下段のいずれかにチェックをつけてください。） 署名 _____							
	本人に確認のうえ <input type="checkbox"/> 欄にチェックしてください。							
建物の状況	エレベーター	有・無	私は		階建ての			階に居住しています
該当しているものがあれば、 <input type="checkbox"/> にチェックを付けてください。								
<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> シルバーカー <input type="checkbox"/> 車いす使用 <input type="checkbox"/> 寝たきり								
メモ欄								

避難支援等実施者	氏名（機関名）	関係・所属	
	住所	電話番号	()
	氏名（機関名）	関係・所属	
	住所	電話番号	()

緊急時の連絡先	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	()
	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	()
	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	()

緊急時の連絡先欄にすでに印字がある場合、その方は代理申請者です。

調査票作成者名	()
---------	-----

[趣旨]

この調査は、貴殿が避難行動要支援者名簿の外部提供に同意したことに基づく調査であり、日頃の予防活動や災害時の避難支援に役立てます。また、本調査票は、後日複写して江東区に提出します。

なお、この調査は、災害時の支援を保証するものではなく、避難支援等実施者は、ボランティア精神に基づき支援するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

第7号様式（第9条関係）

江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書

（避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例等の遵守）

第1条 避難行動要支援者名簿を保管、管理、使用又は閲覧する者は、災害対策基本法第49条の13に定めるところにより、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、個人情報の保護に関する法律、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び本教示書に定める個人情報の取扱いについて遵守しなければならない。

（用語の定義）

第2条 この教示書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法第49条の10に定められている災害時に自ら避難することが困難な者をいう。
- （2）「避難行動要支援者名簿」とは、避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を行うための基礎となる名簿をいう。
- （3）「個別避難計画」とは、江東区避難行動要支援者名簿作成要領に定める避難行動要支援者調査票（個別避難計画）（第4号様式）をいう。
- （4）「名簿管理者」とは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を保管及び管理する者をいう。
- （5）「名簿使用者」とは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を使用及び閲覧する者をいう。
- （6）「管理取扱者」とは拠点避難所の学校長をいう。
- （7）「誓約書」とは、江東区避難行動要支援者名簿作成要領に定める江東区避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書第9号様式）をいう。

（誓約書の提出）

第3条 名簿管理者及び名簿使用者は、避難行動要支援者名簿を保管、管理、使用又は閲覧するに当たり、事前に区へ誓約書を提出しなければならない。

（個人情報保護に関する基本事項）

第4条 名簿管理者及び名簿使用者は、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）避難行動要支援者に関して知り得た情報を他人へ漏らさないこと。
- （2）避難行動要支援者に関して知り得た情報を目的外に使用しないこと。
- （3）避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者に提供しないこと。
- （4）避難行動要支援者に関して知り得た情報を避難行動要支援者名簿又は個別避難計画以外に記録しないこと。

(訪問等調査実施方法及び実施時における個人情報管理)

第5条 訪問等調査を実施する者は、原則として避難行動要支援者の居住地を担当している災害協力隊等の名簿管理者及び名簿使用者とする。

- 2 災害協力隊等は、ボランティア精神に基づく任意の協力のもとに訪問等調査を実施するものとする。
- 3 民生・児童委員及び地域包括支援センターの職員は、災害協力隊等から依頼を受けた場合、訪問等調査を代行できるものとする。
- 4 訪問等調査を実施する者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 訪問による調査を実施する場合には、避難行動要支援者名簿を持ち歩かず、個別避難計画のみを持参すること。
 - (2) 個別避難計画の搬送に当たっては、口を閉じることができるカバン等に入れて行うこと。
 - (3) 個別避難計画は、紛失を防ぐために、バインダー等に固定し、容易に外れないようにしておくこと。
 - (4) 個別避難計画が他人の目に触れることがないように配慮すること。
 - (5) 訪問等調査の拒否の意思表示を受けた場合は、調査を中止すること。
 - (6) 災害協力隊等から依頼を受けて調査を代行する者は、当該災害協力隊等より個別避難計画の原本を受領のうえ訪問等調査を行い、実施後は作成した個別避難計画の原本を災害協力隊等に提出しなければならない。

(避難行動要支援者名簿の保管)

第6条 名簿管理者及び管理取扱者は、避難行動要支援者名簿及び作成した個別避難計画の保管及び管理に際し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫等で厳重に保管すること。
- (2) 複製又は複写をしないこと。
- (3) 毀損や内容過誤等により個別避難計画を処分する場合には、区へ返却すること。

(災害時における避難行動要支援者名簿の使用)

第7条 名簿管理者及び管理取扱者は、災害対策本部が設置される災害時には避難行動要支援者の避難支援に必要な範囲に限り、学校避難所運営協力本部連絡会の構成員及び地域住民等の近隣支援者に名簿を閲覧させることができる。なお、災害時に閲覧する者については、第3条に定める誓約書の提出は不要とする。

(避難行動要支援者名簿の返還)

第8条 名簿管理者及び管理取扱者は、新たな避難行動要支援者名簿の配付を受けたときは、古い避難行動要支援者名簿を原則として区へ手渡しで返却しなければならない。なお、やむを得ず手渡しできない場合は、配達証明郵便など送達過程や受取者が記録され、これを確認できる方法によるものとする。

(その他)

第9条 このほか定めのない事項は、区の指示を受けなければならない。